

国民健康保険に加入されたかたへ

資格確認等について

- マイナンバーカードの健康保険証利用登録をしているかたは「マイナ保険証」を、していないかたは「資格確認書」を、病院や薬局に提出することで保険診療を受けることができます。
- マイナ保険証をご利用いただくと、過去に処方されたお薬や特定健診等の正確なデータに基づく診療・薬の処方が受けられるほか、手続きなしで高額療養費の限度額を超える支払いが免除される等のメリットがあります。
- 他の健康保険に加入したときは国民健康保険の脱退の手続きが必要です。詳細については裏面をご覧ください。

マイナ保険証利用
申込はこちら→



お問合せ先 国保年金課 国保年金資格担当（直通）018-888-5633

課税について

- 加入しているかたの課税年度の前年所得をもとに算定し、届出の翌月に『国民健康保険税納税通知書』を世帯主様宛に送付します（納付書が同封されます。）。

加入後は毎年7月上旬に納税通知書を送付します（4月5月に加入された方も同様です。）。

注意 秋田市に転入されたかたへ

届出した月の末日までに前住所地に前年所得の確認ができなかったかたについては、所得を0円として仮に計算をし、納税通知書を送付しますが、所得の確認ができ次第、その所得で再計算して改めて納税通知書を送付します。確認後の所得により、課税額が大幅に増額となる場合がありますので、ご了承ください。

※詳細については別紙A5版の資料をご覧ください。

お問合せ先 国保年金課 賦課担当（直通）018-888-5632

納付について

○普通徴収（納付書払いまたは口座振替）

年度の途中に加入の届出をされたかたは、翌月からの納付となります。4月5月加入のかたと前年度から加入されているかたは、年9回（7月～翌年3月）払いとなります。

◆納付書払い…納付書により各納期限までに金融機関・コンビニエンスストアなどで納付してください。

※スマホの決済アプリ（PayPay・au PAY・d払い・楽天ペイなど）、クレジットカードでも納付できます。

◆口座振替…納税通知書に記載している金融機関の口座から、各納期限に振替します。
希望する場合は、あらかじめ口座振替（自動払込）依頼書の提出が必要となります。

○特別徴収（年金からの天引き）

国民健康保険に加入している世帯員全員が65歳から72歳までの場合は、後日、世帯主が受給している年金からの天引き（特別徴収）に変更になる場合があります。

対象となるかたには事前にお知らせをします。なお、申し出により口座振替による納付を選択することができます。

○納付が困難な場合

災害、病気、失業などの理由で納付が困難なかたは、納税相談又は減免の相談を行っておりますので、納税通知書が届き次第、早急にご連絡ください（減免には申請期限があります。）。

特別徴収又は減免について

お問合せ先 国保年金課 賦課担当（直通）888-5632

口座振替について

お問合せ先 収納推進室 管理担当（直通）888-5634

納税相談について

お問合せ先 収納推進室 収納担当（直通）888-5635

国民健康保険の手続きには本人確認書類とマイナンバーのわかるものが必要です！

○国民健康保険の手続きに共通してご用意いただくもの

- ・本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証等）
- ・マイナンバー確認書類（マイナンバーカード、通知カード等※）

※通知カードは、券面に記載されている住所、氏名等の事項に令和2年5月25日以降変更が生じていないもの、又は令和2年5月25日以前に変更が生じ、変更後の住所、氏名等が裏面に記載されているものに限りします。

手続きによって、以上の2点に加えてご用意いただくものがございます。

	こんなときは届出を	届出にご用意いただくもの
国民健康保険を脱退するとき	他の市区町村に転出するとき	・国保加入中の世帯員全員の資格確認書 ・お持ちの方は、各種医療費受給者証
	他の健康保険に加入したとき ※電子申請可能 (①国民健康保険異動届)	・国保加入中の世帯員全員の資格確認書 ・職場の資格情報のお知らせ、資格確認書、資格取得証明書のいずれか（いずれもお持ちでないかたは、マイナポータルの健康保険の資格情報から、名前・生年月日・資格取得日・保険者が分かる画面を印刷した書類） ・お持ちのかたは、各種医療費受給者証
	生活保護を受給することになったとき	・保護決定（開始）通知書 ・国保加入中の世帯員全員の資格確認書 ・お持ちのかたは、各種医療費受給者証
	加入されているかたが亡くなったとき	・国保加入中の世帯員全員の資格確認書 ・葬祭を行ったかたの氏名と葬祭日が確認できるもの（葬儀日程、領収書、新聞のおくやみ欄など） ・葬祭を行ったかたの預金通帳または口座を確認できるもの ・お持ちのかたは、各種医療費受給者証
その他	世帯主・氏名などが変わったとき	・国保加入中の世帯員全員の資格確認書 ・お持ちのかたは、各種医療費受給者証
	修学のため、他の市区町村に居住するとき ※電子申請可能 (②国民健康保険学生特例申請)	・対象者の資格確認書 ・在学証明書（申請年度に発行されたもの）

○一部届出は窓口のほか**※電子申請が可能**です。詳細は国保年金課ホームページをご参照ください。

○国民健康保険資格確認書をお持ちの場合はご持参ください。

○脱退の届出が遅れると、引き続き国保税が課税されたり、医療費を返納していただいたりすることがありますので、ご注意ください。



↑ 国保年金課ホームページ

↑ 国民健康保険の加入・脱退手続の
※電子申請はこちらから
(①国民健康保険異動届)



↑ 修学による国民健康保険の加入手続の
※電子申請はこちらから
(②国民健康保険学生特例申請)

届出の窓口

- ・国保年金課
- ・市民課（戸籍、住民票の異動が伴う場合のみ）
- ・西部市民サービスセンター
- ・北部市民サービスセンター
- ・河辺市民サービスセンター
- ・雄和市民サービスセンター
- ・南部市民サービスセンター（別館を除く）
- ・駅東サービスセンター
- ・岩見三内連絡所
- ・大正寺連絡所

お問合せ先 国保年金課 国保年金資格担当 018-888-5633

国民年金に加入されたかたへ

国民年金保険料の納付について

○令和8年度の国民年金保険料は月額17,920円です。納付期限（納付対象月の翌月末日）までに納付してください。

◆納付書（『国民年金保険料納付案内書』）については、後日、日本年金機構より郵送されます。

○納付について

金融機関、郵便局、コンビニエンスストア等の窓口での納付、口座振替、クレジットカード納付、Pay-easy、電子（キャッシュレス）決済などからの納付方法があります。また、前納や口座振替での早割などで納付すると、保険料が割引になります。詳しくは秋田年金事務所へおたずねください。



日本年金機構ホームページへ→

お問合せ先 秋田年金事務所（代表）018-865-2392
自動音声案内が流れたら、2→2を押してください

国民年金保険料の免除について

○国民年金保険料の納付が困難なときは、申請して承認されれば免除となる免除制度があります。

失業や災害など、納付が困難になった場合は、お早めにご相談ください。

◆そのほか、学生のかたには学生納付特例制度があります。

お問合せ先 秋田市役所 国保年金課 国保年金資格担当（直通）018-888-5633
秋田年金事務所（代表）018-865-2392
自動音声案内が流れたら、2→2を押してください

老齢基礎年金を増やすには

○付加年金……第1号被保険者・任意加入被保険者のかたは、月々の定額保険料に付加保険料（400円）をプラスして納付すると、老齢基礎年金に付加年金を上乗せして受け取ることができます。

付加年金の年間受け取り金額は、200円×付加保険料納付月数です。

お問合せ先 秋田市役所 国保年金課 国保年金資格担当（直通）018-888-5633
秋田年金事務所（代表）018-865-2392
自動音声案内が流れたら、2→2を押してください

○国民年金基金…第1号被保険者が任意で加入することができる制度です。ライフプランに応じて加入口数や年金の種類を選択することができます。
国民年金基金については国民年金基金連合会のホームページをご覧ください。
か、全国国民年金基金へおたずねください。



注意 付加年金と国民年金基金は、同時に加入することができません。

国民年金基金ホームページへ→

お問合せ先 全国国民年金基金 東北支部
電話 0120-65-4192